

# 学校における働き方改革取組方針

(東広島市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年度～令和11年度

令和8年3月改定

東広島市教育委員会

## 目次

1	計画の趣旨、現状	
(1)	計画の趣旨	2
(2)	本市の現状	3
(3)	本市の教育職員の現状	4
(4)	学校における働き方改革に係る取組状況	5
2	目標	8
3	計画の期間	8
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	9
5	今後のフォローアップについて	13

## Ⅰ 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

第3期東広島市教育振興基本計画（令和6年度～10年度）では、「主体的に学び続け、ともに支え合い、豊かな人生を切り拓く『東広島教育』の創造」を基本理念に掲げ、子供たちの豊かな学びと成長を支える教育環境の整備を進めている。

この理念の実現には、教育職員が子供と向き合う時間や自らの学びを深める時間を十分に確保し、「質の高い学び」と「持続可能な学校」を実現することが不可欠である。

そのため、本市は、教育DXを含む校務支援システムの活用、業務の明確化、専門スタッフの配置などを通じて業務の効率化を図り、教育職員が本来の教育活動に専念できる環境づくりを進めていく。あわせて、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立できる職場となるよう、教育職員の人材育成にも積極的に取り組んでいく。

また、学校における働き方改革は、市教育委員会のみならず、教育職員、保護者、地域住民、関係機関など、学校に関わるすべての者が、それぞれの立場で「自分事」として捉え、共に取り組むことによって、その効果が発揮されるものである。

教育に関わるすべての人が連携・協働し、持続可能で魅力ある教育環境を築くことにより、子供一人一人に寄り添った、より良い教育の実現を目指す。

本計画は、広島県教育委員会が策定する「学校における働き方改革取組方針」を踏まえつつ、本市立学校の実情に応じて策定したものであり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けるものである。

市教育委員会は、法令に基づく責任主体として、本計画に基づく業務量管理及び健康確保の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、学校と役割分担を図りながら、必要な支援を行う。

(2) 本市の現状

本市では、令和元年度より国の動向も踏まえながら、次のとおり「学校における働き方改革」に取り組んできた。

本市の取組	国の動向
<p>令和元年12月 「学校における働き方改革取組方針（令和元年度～令和3年度）」策定</p> <p>目標：在校等時間のうち超過勤務が月80時間以上（年平均）の教育職員を0%にする。</p>	<p>平成31年3月 文部科学事務次官通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」</p>
<p>令和4年6月 「学校における働き方改革取組方針（令和4年度）」改定</p> <p>目標：在校等時間のうち超過勤務が月80時間以上（年平均）の教育職員を0%にする。 目標：時間外在校等時間の校内平均を月60時間未満（年平均）にする。</p> <p>令和4年12月 「東広島市立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」制定</p> <p>令和5年4月 「学校における働き方改革取組方針（令和5年度～令和7年度）」改定</p> <p>目標：時間外在校等時間を月45時間以下、年360時間以下にする。</p>	<p>令和元年12月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」一部改正</p> <p>令和2年1月 文部科学大臣により「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」規定（上限に関する方針）</p>
<p>令和8年3月 「学校における働き方改革取組方針（令和8年度～令和11年度）」（東広島市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）改定</p> <p>目標：1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。 ：1年間時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にする。</p>	<p>令和7年6月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」一部改正</p> <p>令和7年9月 文部科学大臣により「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」規定（教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等）</p>

(3) 本市の教育職員の現状（①は令和6年度、②～④は令和7年度12月時点の状況）

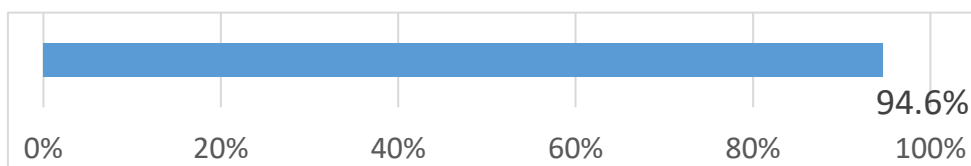
※対象者 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法において定められている教育職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師）  
 ・事務職員と栄養職員は含まない。

- ① 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。  
 1 年間時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にする。

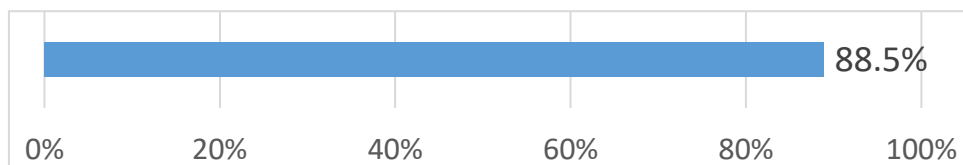
	月平均 時間外在校等時間	月 45 時間以下 教育職員割合	年 360 時間以下 教育職員割合
小学校	40 時間 02 分	59.8%	44.5%
中学校	44 時間 17 分	53.4%	39.2%

※月45時間以下・年360時間以下の年間延べ人数と年間延べ人数全体との割合（管理職を除く）

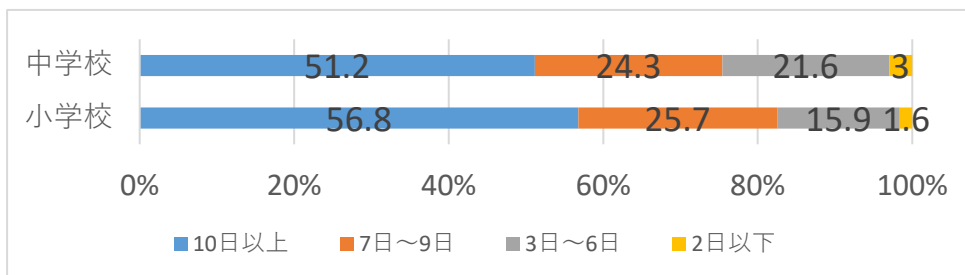
- ② 「学校は働きがいがある」と答える教育職員を90%以上にする。  
 学校は働きがいがあると感じる教育職員の割合



- ③ 「所属校は働きやすい職場である」と答える教育職員を90%以上にする。  
 所属校は働きやすい職場であると感じる教育職員の割合



- ④ 年次有給休暇10日以上取得する教育職員を100%にする。  
 今年度、年次有給休暇を10日以上取得した。若しくは、取得見込みである



## 【考察】

- ・時間外在校等時間の全教育職員の平均は、小・中学校ともに目標としていた 45 時間を概ね下回ることができた。しかしながら、45 時間以下の教育職員の割合は小学校で約 60%、中学校で約 50%程度、360 時間以下の教育職員の割合は、さらに低い数値にとどまった。また、管理職の時間外在校等時間が長い、学校によって差がある、月 80 時間を超える教育職員もいるといった状況も見られる。引き続き、業務改善に取り組む必要がある。
- ・「学校は働きがいがある」については、前方針の成果指標を 2.9 ポイント上回ることができた。「所属校は働きやすい職場である」については、1.1 ポイント下回ったものの比較的良好な状況といえる。教育職員の働きがいの意識が高いこと、各学校において管理職や同僚の支援等により、風通しの良い組織文化が形成されていることが分かる。教育職員が働く喜びを感じられる学校の職場づくりを着実に進めていくことが必要である。
- ・年次有給休暇の取得については、成果指標を達成することはできなかった。前年度と比較して教育職員の意識の高まりが見られるものの、年休を取得しやすい体制整備が必要である。

### (4) 学校における働き方改革に係る取組状況

取組項目	令和 7 年度までの取組状況
自動応対電話の導入	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和 4 年度に導入し、設定変更等は、マニュアル・Q&amp;A・学校支援センター（ICT 支援員）による対応としている。故障修繕等は、包括保守契約で対応している。</li><li>・複数回線に対応できるよう、整備を進めていく必要がある。</li></ul>
学校支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和 4 年度に開設し、若手教員の伴走型支援やスクールサポートの充実を図っている。また、ICT 支援員の配置により、各学校の ICT 推進、支援の拡充を図っている。</li></ul>
各種計画、事業、依頼等の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・市主催研修や学校へのアンケートには、オンラインアンケートフォームを活用している。</li><li>・一部事業や研修等に係り、配付や回収作業が不要なオンラインアンケートフォームを活用し、学校が使用するポータルサイトからアクセスしやすい環境を整備している。</li><li>・通知・依頼等については、精選した上で学校へ送付している。</li></ul>
ICT の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・Microsoft Teams 等を活用した学校内、学校間並びに市教委との資料共有にチャット等を活用できる環境整備を行っている。</li><li>・ICT 支援員が各校を巡回し、授業での ICT 活用方法について技術的・実践的なサポートを提供している。</li><li>・ポータルサイトにデジタルコンテンツを掲載し、必要な情報にいつでもアクセスできる形を提供している。</li><li>・「12 のやめることリスト」を活用し、デジタル化を進めている。</li></ul>

成績事務処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テスト採点ソフトを令和2年度に先行して中学校10校に導入し、令和5年度5校に追加導入し、市内全中学校で利用できる環境となる。小学校については導入していない。</li> </ul>
市民ポータルサイト（CRM）の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への伝達手段の簡素化のために、欠席連絡、給食費徴収の案内、防災情報の適用など、市民ポータルサイト（CRM）の活用を推進している。更に活用方法を模索している。</li> </ul>
各種研修の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種教育職員研修の目的や規模を踏まえ、オンライン形式への転換を積極的に進めるなど見直しを図っている。</li> </ul>
給食費等会計事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年に給食費の公会計化を導入し、市による会計へと移行している。</li> <li>・令和3年より学校体育施設開放事務を見直し、納付書等の発行業務の負担を軽減している。</li> </ul>
部活動指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度より部活動指導員配置を進めている。</li> <li>・令和5年度より学校運営協議会を活用した地域連携モデル（志和地域）を実施し、外部指導者を配置している。</li> <li>・令和6年度より大学連携モデル（広島大学・広島国際大学・近畿大学（R7～））を実施し、大学生アシスタントを配置している。</li> <li>・令和6年度より団体連携モデル（バスケットボール協会・剣道協会・柔道連盟）を実施し、外部指導者を配置している。</li> <li>・学校運営協議会や大学、各種協会・連盟との連携により、指導者確保の一助になっている。</li> </ul>
支援が必要な子供 ・家庭への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供を取り巻く様々な課題等に対応するため、教育補助員、学校教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のサポーター等の専門的スタッフを配置するとともに、福祉部局、医療機関、警察及び大学等との連携など支援の充実を図っている。</li> </ul>
スクール・サポート・スタッフの派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6・7年度市内小中学校全校（もみじ小中を除く）に教育職員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフを配置している。更なる充実に向けて検討の余地がある。</li> </ul>
コミュニティ・スクールの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に全ての学校に学校運営協議会を設置している。</li> <li>・地域学校協働活動の学校側の窓口として、コミュニティ・スクール推進員を配置している。</li> </ul>
一斉閉庁期間の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度より8月の3日間を夏季一斉閉庁日としている。ただし、学校の判断で、5日間まで閉庁日を延長することができる。</li> </ul>
小学校における夏季休業3日間短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校において、令和6年度より夏季休業を短縮した3日間の授業時間数を利用して、一定期間に1日5校時授業等を実施して放課後の時間を確保し、学級事務や授業準備等を行うことと</li> </ul>

	<p>している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業中の短縮した3日間分は、給食を提供している。</li> </ul>
共同事務室設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営に係る事務及び業務を組織的かつ集中的に処理し、学校管理運営の適正及び効率化を図るために東広島市小中学校事務センターを設置している。事務センターへの人的配置について検討していく。</li> </ul>
出勤簿の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年1月1日から出勤簿の電子化を実施する。これにより、教育職員の出勤簿への押印を廃止とする。校務支援システムの全県展開に向けて調整を図っていく。</li> </ul>
学年始休業日の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度より年度初めに行う学級編成、年間授業計画作成等の諸事務や入学式の準備等を着実にを行うため、学年始休業日を2日間延長し、4月1日から4月7日までとする。</li> </ul>

## 2 目標

広島県教育委員会が「学校における働き方改革取組方針」において示している目標・成果指標、本市教育職員の勤務実態及び年次有給休暇取得状況、これまでの取組状況等を考慮し、次の4点を目標・成果指標として掲げる。

(1) 時間外在校等時間に関する目標 【カッコ内は令和6年度の数値】

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。 【56.6%】
- ② 1年間時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にする。 【41.8%】

なお、目標達成に向けて、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教員を早急になくすとともに、市全体で1年間における1箇月時間外在校等時間の平均が30時間を下回る状態にしていく。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和7年度の数値】

- ① 「仕事にやりがいがある」と答える教員（管理職を除く）の割合を100%にする。 【94.6%】
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の教職員の割合を10%以下にする。 【9.4%】

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康保持措置の内容

令和元年度から取り組んできた働き方改革の成果や課題を踏まえ、教育職員が働きがいもち、働きやすさを感じる学校づくりを整えていくとともに、「業務の3分類」を踏まえ業務を見直し、時間外在校等時間の削減や年次有給休暇の取得を促す取組を推進する。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

#### ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

##### 〈教育委員会・学校〉

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・学校運営協議会及び地域学校協働活動、学校安全ボランティアなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

#### ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

##### 〈教育委員会・学校〉

- ・勤務時間内の地域内巡視は、各地域の実情を踏まえて実施する。
- ・夜間における見回りについては、心配な状況を把握した場合は警察と連携するなどの対応を行い、学校による見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引取りについては、原則保護者が行う。

#### ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

##### 〈教育委員会〉

- ・本市においては令和3年度から学校給食費公会計化を実施している。教育委員会の担当課において、給食費の請求や未納に係る保護者への働きかけを行う。今後も、更なる学校の徴収金事務負担の軽減に向けて検討を行う。

#### ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

##### 〈教育委員会・学校〉

- ・地域学校協働活動推進員が中心となり、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす。
- ・学校側の窓口として、コミュニティ・スクール推進員や地域連携の中核を担う教育職員が、地域学校協働活動推進員と連携しながら連絡調整を支援する。

- ・校長は、責任や負担が一部の教育職員等に偏らないよう、適切な役割分担を図る。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

〈教育委員会〉

- ・学校が対応した上で困難な事案については、教育委員会との連携、警察や法務相談等の専門家に相談するなど、学校以外の機関と連携して対応する。
- ・学校だけが保護者対応を行うのではなく、事案に応じてスクールソーシャルワーカー等、学校外の関係機関・専門職が対応する場合もある。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

〈教育委員会〉

- ・文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）を用いた調査等を行う場合、市教委で事前に案の作成、調査主体に問い合わせを行うなど、学校の事務負担軽減に向けた検討を行う。

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

〈教育委員会・学校〉

- ・本市で構築している市民ポータルサイトが活用できる可能性もあるため、課題を整理し検討を進める。

⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

〈教育委員会〉

- ・日常的な保守・管理について、教育委員会（教育総務課）と巡回型の支援員（GIGAスクールサポーター）が支援していくとともに、問い合わせ等には、チャットや電話・操作ツールでの迅速なリモート対応等を引き続き行う。

⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

〈教育委員会〉

- ・学校プール授業における民営施設活用など、民間活用の検討を行う。

⑩ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）

〈教育委員会・学校〉

- ・休み時間の安全確保に向けて、事前に安全点検など必要な措置を講じた上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住

民等の協力を得たり、教育職員の輪番制を導入したりすることで、負担の軽減を図る。

⑪ 校内清掃（「3分類」⑫関係）

〈学校〉

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を受けながら、校内清掃の実施回数や範囲の合理化を進める。

⑫ 部活動（「3分類」⑬関係）

〈教育委員会〉

- ・令和10年度中に、休日の全ての部活動を地域展開することを目指す。
- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑬ 授業準備（「3分類」⑮関係）

〈教育委員会〉

- ・教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については、教員業務支援員等（SSS）の支援スタッフを中心となって行っており、更なる充実について検討を行う。
- ・教育職員が必要な情報にいつでもアクセスできるように、指導者用ポータルサイトに授業で活用できる資料を掲載し、情報収集の効率化を図る。

⑭ 学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

〈教育委員会〉

- ・採点作業等を補助する教員業務支援員（SSS）を全校に配置する。
- ・校務支援システムやデジタル採点システム、デジタルドリル・デジタルテスト等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑮ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

〈学校〉

- ・修学旅行等の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師だけでなく、事務職員及び教員業務支援員（SSS）等の支援スタッフと協働できる体制を整える。

⑩ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

〈教育委員会・学校〉

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教育職員が協働し、個の課題に応じ、児童生徒や家庭への効果的な支援体制を構築する。
- ・不登校等児童生徒、発達障がいのある児童生徒、日本語指導を必要とする児童生徒への支援者派遣や支援場所の設置をすることにより、個に応じた支援を行う。
- ・看護師、特別支援教育支援員等、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を継続する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・生成AIに関するガイドラインを作成するとともに、ICT支援員による伴走支援を充実させ、文書作成や教材研究などの校務でデジタル技術（生成AI）を活用できる体制を整える。あわせて、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づく自己点検を通じて、校務における生成AIの校務での活用を一層促進する。
- ・学校代表電話の通話録音機能（記録用）の整備について検討を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・管理職は、1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導を実施させる。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進する。
- ・オンライン研修や長期休業中のテレワークの導入について令和8年度中に検討を行う。

- ・ストレスチェックを定期的に実施し、高ストレス者に対してのフォローを行う。

## 5 今後のフォローアップについて

- ・毎年度の計画及び実施状況については、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告するとともに、本市ホームページ等で公表する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、広島県教育委員会と連携しながら教育委員会からの支援を強化する。
- ・市長部局と連携し、保護者や地域の各住民自治協議会等に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

## 学校と教師の業務の3分類

### 別添 4

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること、  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における  
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける  
校外の見回り、  
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理  
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間  
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や  
不当な要求等の学校では対応  
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動  
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、  
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・  
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保  
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職  
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委  
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備  
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検  
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開設・施設 | 副校長・教頭に固定せず、  
機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ  
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住  
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する  
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員  
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の  
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち  
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中  
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程  
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ  
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集  
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭  
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進